

第3章 人権問題の現状等と取組の方向

人権は「人間の尊厳」に基づく固有の権利であって、いかなる関係においても尊重されるべきものです。

しかし、現実には、公権力と住民の間のみならず、住民相互の間でも侵害される場合があります。具体的には、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別、いじめや虐待、プライバシーの侵害などの問題があります。

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法のもと、人権尊重に関する施策が幅広く推進されてきましたが、今なお本章で取り上げるような人権問題が存在しています。

このようなさまざまな人権問題が生じる背景について、国の基本計画では、「人々の中にみられる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等」の他に、「国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども、その要因になっていると考えられる」とされています。

人権教育・啓発は、府民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自分の人権とともに他人の人権を守るという意識を身につけ、社会的に弱い立場におかれた当事者が、差別・排除の対象とされることなく社会参加していくという視点と、当事者が自身の権利を学び、権利の実現を要求する力を高めていくという視点が重要です。全ての人が自らの課題として、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に行動していけるようにするための条件整備とも言えます。

そのためには、社会に存在するさまざまな人権問題について、その実態、原因について正しく把握・理解するとともに、複合した要因により問題が重層化・複雑化している可能性があることを考慮して、あらゆる機会や場を通して解決に向けた展望をしっかりと持って総合的に取り組むことが必要です。

また、誰もが安心して暮らしやすい仕組みやまちづくりなどの取組により、ユニバーサルデザイン³⁵(誰もが使いやすい設計)の考え方を実現し、一人ひとりが自立でき、支え合える社会に向けた施策の一層の推進を図る必要があります。

子どもたちが心身ともに成長過程にある学校教育においては、あらゆる教育活動を通して、関係機関等と連携を図りながら、人権教育を推進しています。

今後も、一人ひとりを大切にした教育を進めるとともに、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からの学習と、同和問題(部落差別)や女性、子ども等の人権問題といった個別的な視点からの学習の両面から、発達の段階に応じて人権尊重についての理解と認識を深め、自他の人権を守る実践的な態度が培われるよう、人権教育を推進していく必要があります。

なお、本章においては、従来から取組を推進している課題に加え、「さまざまな人権問題」や「社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題」として、多様な問題を整理して記載しています。

近年、特定の国籍等の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われていることがヘイトスピーチ³⁶であるとして取り上げられ、社会的な関心を集めており、こうした行為が外国人のみならず、その他の集団に向けられることもあります。さらに、インターネット上でも、人権侵害や差別意識を生じさせるような記載が問題となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大に伴い、感染者やその家族、治療に当たる医療関係者等に対する誹謗中傷や心ない書き込み、活動自粛や営業自粛を過度に求める言動等が見られます。

この感染症は誰もが感染しうる病気であることから、府民へ正確な情報に基づく冷静な行動と人権への配慮を促すとともに、一人ひとりの状況に応じた心理的ケアの充実を図る必要があります。

今後のWITHコロナ社会(新型コロナウイルスと共存・共生する社会)を見据え、府民の人権啓発・研修等への参加機会の拡大に取り組み、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、人権侵害がない、誰もが自分らしく生き、参画することができる社会の実現を目指します。

同和問題(部落差別)

【現状と課題】

1965年(昭和40年)の同和対策審議会答申は、「同和問題は日本国憲法によって保障された基本的人権、すなわち人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題である。」という認識を示しました。京都府としても、同和問題の早期解決を府政の重点課題と位置付け、1969年(昭和44年)の「同和対策事業特別措置法³⁷⁾」の施行以来、国や市町村との連携を図る中で、特別法による対策事業を実施してきました。

こうした施策の積極的な推進等により、生活環境の改善をはじめとした物的な基盤整備が進み、同和対策審議会答申で指摘された低位な実態は、さまざまな面で大きく改善されるなど、特別法による対策は、概ねその目的を達成できる状況となりました。

2002年(平成14年)3月の特別法による対策事業終了後の取組については、環境改善はもとより教育、就労対策等により得られた成果が損なわれることのないよう留意し、地域改善対策協議会³⁸⁾の意見具申(1996年(平成8年))が示した基本認識のもと、現行制度を的確に運用して取組を推進するとともに、教育、就労、福祉の生活実態上の課題等の解決に向けた取組を進めてきました。

国においては、2016年(平成28年)12月に、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、部落差別の解消に関する施策を講ずることが国及び地方公共団体の責務として規定されるとともに、相談体制の充実と教育及び啓発の実施を図るよう努めるものと規定されています。

併せて、同法第6条に基づき実施された部落差別の実態に関する調査の結果を見ると、部落差別の現状についての一般国民に対する意識調査において、回答者の約半数が「部落差別はいまだにある」と回答しており、依然として部落差別は人権課題の重要な一類型であり、引き続き粘り強く適切に対応する必要があります。

京都府においては、部落差別解消法第4条に規定されている相談体制の充実に向けて、「隣保館における相談機能の充実に向けたモデル事業(頼れる隣保館づくり)」を2018年度(平成30年度)及び2019年度(令和元年度)に実施し、2020年度(令和2年度)からは、本モデル事業を受けて、隣保館の実情に応じ必要とされる支援について現場で共に考える伴走型支援を実施しています。

府民調査では、結婚にかかわる問題や、住宅購入にあたって同和地区(被差別部落)への忌避意識などが依然として存在していることがうかがわれ、こうした心理

面での課題が、戸籍謄本等不正取得事件³⁹ や土地調査問題⁴⁰、インターネットを利用した悪質な書込みなどにつながっているものと考えられます。

情報化の進展など、近年の社会・経済情勢の変化や広く地域社会全体が多様化している現状も踏まえつつ、今後とも、同和問題(部落差別)の早期解決に向けて引き続き粘り強く取り組んでいく必要があります、差別意識や偏見の解消のための教育・啓発、相談体制の充実や同和地区(被差別部落)内外の交流を通じて、住民相互の理解と信頼を深め豊かな関係を築いていく取組をさらに進めていくことが重要です。

【取組の方向】

(人権尊重の視点からの効果的な教育・啓発活動の推進)

同和問題(部落差別)の解決のためには、人権教育・啓発を推進することが大切であり、子どもが自立的に社会に参画できるよう一人ひとりを大切にした教育を行うとともに、同和問題(部落差別)に対する正しい理解と認識を深めることによって差別意識や偏見を解消することができるよう、学校、家庭、地域社会等における人権教育・啓発の充実を図ります。

また、隣保館や公民館等の生涯学習施設等を活用した交流を促進し、住民間の相互理解を深めながら、人権が真に尊重される地域づくりやそれを担う人づくりを進めることが重要なことから、より一層創意工夫された取組が推進されるよう、市町村の取組を支援していきます。

(現行制度の的確な運用と隣保館の活用による取組の推進)

今後とも、地域改善対策協議会の意見具申(1996年(平成8年))が示した「①同和問題は解決に向けて進んでいるものの、依然として我が国における重要な課題であると言わざるを得ないこと、②同和問題など様々な人権問題を解決するよう努力することは、我が国の国際的な責務であること、③同和問題の解決は、国の責務であると同時に国民的課題であること、④同和問題は過去の課題ではなく、人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりを持った現実の課題であること」という基本認識のもと、人権問題の重要な柱として、早期の解決を目指して引き続き現行制度を的確に運用して取組を進めます。

また、部落差別解消法第1条に規定されている「現在もなお部落差別は存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」ことを踏まえ、インターネット上の差別への対応など国との適切な役割分担のもと、必要な教育及び啓発、相談体制の充実に努めます。

同和問題(部落差別)の解決のため、第一線の機関としてこれまで重要な役割を担い、社会福祉施設として位置付けられている隣保館が、今後とも周辺地域を含めた地域社会の中で、福祉の向上や人権教育・啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、幅広く活用されることが重要であり、そのためには、隣保館の設置主体である市町村と十分連携を図りながら、生活上の各種相談事業等を通じて各地域のニーズを的確に把握した上で、必要な施策を適切に実施するなど、引き続き課題解決に向けた取組を推進します。

女性

【現状と課題】

性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的取扱いや、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、性に起因する暴力など、依然として課題が残されており、社会のさまざまな分野における女性の参画や能力発揮は十分とはいえない状況です。

女性の活躍状況を示す国際指数であるジェンダー・ギャップ指数⁴¹は、2021年(令和3年)の世界経済フォーラムの発表によると、我が国は156か国中120位であり、諸外国とくらべて低い結果となっています。

配偶者等からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、2018年(平成30年)の京都府の調査では、36.8%(男性32.4%、女性41.2%)の人が「配偶者から暴力的行為を受けたことがある」と回答しており、26.1%(男性20.9%、女性30.9%)が「交際相手から暴力的行為を受けたことがある」と回答しています。国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)⁴²」に基づく京都府内の配偶者暴力相談支援センター(京都府家庭支援総合センター、京都府南部・北部家庭支援センター、京都市DV相談支援センター)におけるドメスティック・バイオレンス(DV)⁴³相談件数は、2019年度(令和元年度)6,360件であり、さらにコロナ禍において注視していく必要があります。

また、2019年(令和元年)中のストーカー事案認知数は776件であり、被害者の約9割は女性となっています。

セクシュアルハラスメント⁴⁴については、京都労働局における相談件数が2017年度(平成29年度)は203件あり、マタニティハラスメント⁴⁵については、日本労働組合総連合会が2017年(平成29年)に実施したマタニティハラスメントの調査で、21.4%が「職場でハラスメントを受けた・見聞きしたことがある」と回答しています。

このような状況の中、2019年(令和元年)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立したことにより、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)において、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに係る規定が一部改正され、今までの職場でのハラスメント防止対策の措置に加えて、相談したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止や国、事業主及び労働者の責務が明確化されるなど、防止対策の強化が図られました。

【取組の方向】

(男女共同参画施策の推進)

「京都府男女共同参画推進条例⁴⁶」の基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施することにより、社会のさまざまな分野で女性の参画や能力発揮を進め、女性の人権が尊重される社会の実現に取り組みます。

(女性の活躍支援)

子育てしながら働きたい女性やひとり親家庭の人などのニーズに応じ、京都ジョブパークマザーズジョブカフェ⁴⁷において、就業と保育のワンストップ支援を行います。

経済団体等と連携した「輝く女性応援京都会議⁴⁸」のもと、積極的な女性の人材発掘・能力開発・登用等の推進、「働き方改革」の推進による環境づくり、起業・創業支援等、女性の活躍のさらなる加速化に取り組むとともに、女性の船事業等による地域の女性リーダーの育成やプラットフォーム(活動の基盤)づくりにより、地域で女性が活躍できる環境を整備します。

(女性に対するあらゆる暴力の根絶)

ドメスティック・バイオレンス(DV)については、その根絶に向けて、配偶者暴力相談支援センターを中心に関係機関との連携を一層強化し、引き続き、啓発から相談、一時保護、自立支援までの切れ目のない支援に取り組めます。交際中の男女の暴力(デートDV)についても、若年層の理解が広まるよう啓発を行うとともに、学校においても男女が互いに尊重しあうための教育を推進します。

また、ストーカー行為やリベンジポルノ(元交際相手等への嫌がらせ)等の根絶に向けて、警察などの関係機関との連携、被害者の心理ケア等の適切な支援に努めます。

性暴力被害者に対しては、「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(京都SARA)⁴⁹」を通じて行政、医療機関、弁護士会、民間団体等が連携し、被害直後から総合的な支援を提供し、被害者の心身の負担軽減とその早期回復を図ります。

また、DVやストーカー等の加害者に対しても、状況に応じて加害行為への気づきを与える指導・警告をするなど行為を抑止する働きかけなどに取り組めます。

(ハラスメント対策)

府内企業の経営者や管理職、人事担当者等に対してセクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント、パワーハラスメント⁵⁰対策の研修を行うなど、労働法令の周知及び人権教育・啓発の取組を通して防止に努めるとともに、京都労働局等の関係機関とも連携し、相談や被害者への適切な支援を行います。

子ども

【現状と課題】

近年の急激な少子化に伴い、子ども同士のふれあいの機会が減少し、自主性や社会性の育ちにくい状況が生まれています。

また、家族の形態等の変化に伴い、家庭の子育てのあり方も多様化しており、地域社会全体で子どもを育て、保護していくという意識も薄れてきています。

子どもにとって重大な人権侵害である児童虐待(保護者等による身体的・性的・心理的虐待、ネグレクト⁵¹)に係る京都府の児童相談所への相談件数は2019年度(令和元年度)には2,547件となっており、近年急増しています。

いじめ・暴力行為や体罰についても依然として深刻な問題です。情報化の進展に伴って、SNS⁵²等でのいじめなど新たな形態で被害者や加害者になる事態が生じており、暴力行為は小学校で増加傾向にあります。また、不登校の子ども数も、近年増加傾向を示しています。

インターネット上の有害情報の氾濫や、児童買春・児童ポルノなど子どもにかかわる犯罪も増加してきています。虐待やいじめなどによって子どもの生命が失われる事件も後を絶たないなど、子どもの人権を取り巻く状況は厳しいものがあります。

1951年(昭和26年)の「児童憲章⁵³」や1994年(平成6年)に批准された「子どもの権利条約」においては、子どもを権利行使の主体と認め、子どもの意見表明権などを保障すべきものとしていますが、依然として、そのことは十分に認識されていません。

また、子どもの貧困率⁵⁴は2018年(平成30年)時点で13.5%と大きな改善は見られず、依然として子どもの7人に1人が貧困状態にあります。子どもは「将来を担う社会の宝」という理念に立ち、社会全体で子どもの育つ環境を整備することが必要です。

【取組の方向】

(育成環境の整備)

「京都府子ども・子育て応援プラン⁵⁵」に基づき、子どもや青少年の意思が尊重され、権利が保障された状況の中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成長していける環境づくりを推進します。

また、家庭が子どもの発達の段階に応じた適切な対応がとれるよう家庭教育の充実を支援するとともに、学校等において、子どもの自主性や主体性が発揮できる機会の充実に努めます。

(子どもへの虐待の防止)

子どもへの虐待の未然防止、虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な保護及び心理的ケア、社会的自立や親子関係の再構築の支援など、子どもが安心・安全に暮らすための取組を推進します。

子育て家庭の孤立化や子育てへの負担感が、子どもへの虐待の要因の一つであることから、PTA、自治会やNPO等、地域社会全体で子育て家庭を支援するシステムの構築を目指します。

(いじめ、暴力行為、体罰等への対策)

いじめや暴力行為の未然防止に努め、早期発見・早期対応に引き続き取り組みます。いじめについては、京都府いじめ防止基本方針⁵⁶に基づいた具体的な取組を推進するとともに、個々の事象に適切に対応できるよう支援・相談・指導体制を強化し、学校、家庭、地域社会、関係機関が連携した取組の充実を図ります。

また、インターネットやSNS等でのいじめについては、「ネットいじめ通報サイト」の開設やSNS相談等を行います。

暴力行為については、警察と連携した非行防止教室や課題を抱える子どもへの個別支援、学校の生徒指導体制の強化などの取組を推進します。

体罰については、根絶に向けた教職員への研修の深化を図ります。

(不登校の子どもへの支援)

スクールカウンセラー等の配置を進めて学校の教育相談機能の充実を図るとともに、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行います。また、京都府総合教育センターにおける電話・来所・巡回などの教育相談の充実を図ります。

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」を踏まえ、教育支援センター(適応指導教室)やフリースクールなどの関係機関と学校が連携した学習機会提供の取組や、宿泊を共にする様々な集団活動・自然体験を行う取組を推進します。

(児童ポルノ対策)

児童ポルノを根絶し、児童ポルノの被害をなくすため、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律⁵⁷⁾」及び「京都府青少年の健全な育成に関する条例⁵⁸⁾」に基づき、関係機関と連携し、個々のケースに応じた支援を実施します。

(子どもの貧困対策)

「京都府子どもの貧困対策推進計画⁵⁹⁾」に基づき、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指し、学校をプラットフォームとした地域連携の推進やライフステージに応じた子どもへの支援をはじめとした総合的な取組を進めます。

(啓発等の推進)

子どもは、保護の対象であるとともに、権利の主体であるという視点に立ち、子どもにかかわるすべての人が、子どもの権利についての認識などを深めるよう啓発を推進します。

高齢者

【現状と課題】

府民の総人口に占める65歳以上の割合は、2019年(平成31年)3月末現在で28.8%と高齢化が一層進行しており、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯も増加しています。

また、介護を必要とする高齢者の割合は、2019年(平成31年)3月末現在で20.6%となっていますが、介護保険施設や家庭における身体的及び精神的な虐待、身体拘束等により、人権が侵害されるといった問題も発生しています。

一方で、年齢などで高齢者を一律に弱者とする誤った理解により、働く意欲のある高齢者についても雇用・就業機会が十分に確保できず、社会参加できない事象も発生しています。

このような中で、高齢者が尊厳を保ちながら、それぞれのライフスタイルによりいきいきと暮らしていける社会をつくっていくことが求められています。

【取組の方向】

(計画に基づく施策の推進)

超高齢社会に対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現するため、「京都府高齢者健康福祉計画⁶⁰⁾」に基づき、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の一層の推進を図ります。

また、市町村高齢者健康福祉計画(介護保険事業計画を含む)の推進を広域的視点から支援します。

（権利擁護）

虐待を受けた高齢者の保護、認知症等により判断能力が不十分な高齢者の権利擁護及び養護者に対する支援を行うため、「京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター⁶¹」において、専門職チームの市町村への派遣や、人材育成、成年後見人の利用促進等を行うなど、虐待通報窓口である市町村の取組を支援します。

（介護者支援）

家族介護者交流・リフレッシュ事業や介護教室・研修会等、市町村が行う地域支援事業の取組を支援し、家族介護者の支援や介護負担の軽減を図ります。

（社会参加）

意欲や経験・能力を持った高齢者が、年齢にかかわらず「社会の支え手」として活躍することができるよう、雇用・就業機会の確保など、高齢者の社会参加を支援します。

また、子どもたちとの世代間交流や高齢者同士の交流を通じて、生きがいつくりの機会の充実を図ります。

（福祉のまちづくり）

障害のある人や高齢者の暮らしやすいまちづくりを推進するため、「京都府福祉のまちづくり条例⁶²」に基づき、社会環境の整備を進めます。

また、京都府高齢者情報相談センターにおける法律上も含めたさまざまな相談の対応や高齢者の人権についての啓発に取り組みます。

障害のある人

【現状と課題】

障害の有無にかかわらず、全ての人々が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する必要があります。しかしながら、障害についての十分な知識がないために、障害のある人やその家族に対して誤解や偏見が生じ、差別的な言動を受けたり、障害のある人の自立や社会参加が妨げられたりする事象も依然として発生しています。

国では、2006年(平成18年)に国連が採択した「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、2011年(平成23年)には「障害者基本法⁶³」が改正され、障害のある人に対する合理的配慮の概念を盛り込み、2013年(平成25年)には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を制定するなど、国内法の整備を進め、2014年(平成26年)1月に同条約を批准しました。また、その他にも「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)⁶⁴」などさまざまな法整備が行われています。

これらの法制度の状況等を踏まえ、京都府では、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例⁶⁵」を制定(2015年(平成27年)4月1日施行)し、障害を理由とした不利益取扱いの禁止や社会的障壁の除去のための合理的な配慮の実践、雇用及び就労の促進、文化芸術・スポーツの推進等を通して、共生社会の実現を目指しています。

障害のある人等に対する理解については、特に精神障害のある人や難病患者等は、障害の特性が十分知られていないと考えられることから、一層の理解の促進を図ることが必要となっています。

府内企業の障害者雇用率⁶⁶については、2019年(令和元年)6月1日現在で2.23%と法定雇用率⁶⁷の2.2%を上回っていますが、令和3年3月に法定雇用率が2.3%に引上げられたことから、今後も施策の一層の推進が必要となっています。

また、障害のある人に対する虐待(身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待)も発生(2018年度(平成30年度)の府内での発生件数は、障害者福祉施設従事者等からの虐待が18件、養護者からの虐待が36件)していることから、引き続き虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援が重要となっています。

【取組の方向】

(共生社会の実現に向けた取組)

障害のある人の「完全参加と平等⁶⁸」を実現するため、障害のある人もない人も共に生活できるための環境整備を推進します。

「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」、「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人とが支え合う社会づくり条例⁶⁹」や「京都府障害者基本計画⁷⁰」に基づいて、障害のある人がライフステージのすべての段階において、社会、経済、文化等の各分野で平等に参加、活動することのできる社会を実現するための取組を推進します。

(権利擁護)

虐待を受けた障害のある人の保護及び自立の支援や養護者に対する支援を行うため、「京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター」において、専門職チームの市町村への派遣や、人材育成、成年後見人の利用促進等を行うなど、虐待通報窓口である市町村の取組を支援します。

(介護者支援)

家族介護者交流・リフレッシュ事業や介護教室・研修会等、市町村が行う地域支援事業の取組を支援し、家族介護者の支援や介護負担の軽減を図ります。

(社会参加)

障害及び障害のある人に対する理解の促進、ふれあいや交流の場づくり、「障害者スポーツの普及・振興」、「文化芸術活動及び農業と福祉の連携による社会参加」を促進します。

働く意欲のある障害のある人の雇用・就労を促進するため、雇用の場の創出と拡大を図るとともに、障害特性に応じた支援や就業力強化の取組を推進します。

障害のある子どもたちに対しては自立と社会参加が果たせるように、学校における就修学支援、就職支援を図り、就職率の向上に取り組みます。

また、地域生活を営む上で重要な住宅の確保について、府営住宅の特定目的優先入居制度の運用やグループホームの整備支援をさらに進めるなど、障害のある人の意見等を聞きながら取り組みを進めます。

(福祉のまちづくり)

「施設や病院から地域生活への移行の促進」、「障害のある人が安心して暮らせる生活基盤の整備」といった施策の大きな方向性を考慮しながら、障害のある人や高齢者の暮らしやすいまちづくりを推進するため、「京都府福祉のまちづくり条例」に基づき、社会環境の整備を進めます。

(正しい知識の普及・啓発)

障害及び障害のある人に対する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止に取り組みます。

(障害者雇用)

京都ジョブパーク内に「京都障害者雇用企業サポートセンター」を設置し、障害のある人に適した仕事の創出、雇用管理、各種助成制度に関する提案やアドバイス等を総合的に行います。障害のある方の更なる雇用の拡大及び障害のある方自身の支援をする「はあとふるコーナー」と協働して職場定着を促進します。

また、障害のある人を積極的に雇用している企業を「京都府障害者雇用推進企業(京都はあとふる企業)」として認証し、障害のある方の雇用が進むよう、取り組みを進めます。

外国人

【現状と課題】

京都府内の外国籍府民は増加が続いており、2019年(令和元年)末で64,070人と府人口の約2.5%を占め、国籍別では、韓国・朝鮮の人々が多く、次いで、中国、ベトナム、フィリピン、アメリカ、ネパール、インドネシア、タイなどとなっています。

また、外国につながりを持つ国籍や文化、習慣などさまざまな背景のある子どもや保護者が増え、日本語教育や母語・母国文化教育の充実、外国語で受診可能な医療機関の整備など、共に暮らしていくための教育・生活支援がますます必要となっています。

京都府では(公財)京都府国際センター⁷¹を中心に、災害時の支援体制構築に取り組むとともに、外国籍府民への生活情報の提供や生活相談、日本語習得の支援等を行い、国際理解の促進や、外国籍府民と共に暮らす地域づくりの取組を推進しています。また、学校においては、「外国人児童生徒に関する指導の指針」を定め、すべての児童生徒に対して、互いを認め合い、共に暮らしていこうとする資質や能力を育成するとともに、外国籍児童生徒の基礎学力の充実と希望進路の実現が図られるよう、一人ひとりの状況に応じた教育を推進しています。

一方で、新たに日本で生活する外国籍の人々に対しては、言葉や生活習慣の違いから、相互理解が十分でないことによる偏見や差別などがあり、日常生活を送る上でのさまざまな問題が生じています。従来から京都府に生活基盤を持つ外国籍等の人々についても、公的年金や住居、就労、結婚などの問題が指摘され、特に在日韓国・朝鮮の人々には、日本国籍を取得した人も含めて、なお偏見や差別などの問題があります。

近年、特定の国籍等の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われる、いわゆるヘイトスピーチの問題が生じていることから、2016年(平成28年)に、「本邦外出身

者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行され、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策の実施が国及び地方公共団体の責務とされました。京都府では、同法の施行を受け、2017年(平成29年)に啓発パンフレット「ヘイトスピーチと人権」の発行や「人権問題法律相談(京都府人権リーガルレスキュー隊)」を設置するとともに、2018年(平成30年)に施設の管理者が使用制限を実施する場合の要件や手続等を明らかにした「京都府公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン」を取りまとめました。さらに、市町村にも同様のガイドラインの取りまとめを働きかけ、2020年(令和2年)には全市町村でガイドラインが策定されました。

ヘイトスピーチは、当事者である外国籍府民の心身を傷つけるとともに、広く府民に不安感や嫌悪感を与え、外国人に対する偏見や差別意識を生じさせることにも繋がりがねないことから、引き続き啓発を行い人権意識を高めていく必要があります。

【取組の方向】

(多文化共生社会の実現に向けた取組と啓発の推進)

(公財)京都府国際センターをはじめ、市町村、国際化協会と連携・協働して、多国籍の府民等をサポートしている個人や団体への支援に取り組むとともに、多文化共生社会の実現に向けさまざまな機会を通じて府民啓発の取組を推進します。

今後ますます国際化が進む中で、言語、宗教、生活習慣等の異なる文化や考え方を理解し、互いを尊重し合う意識を醸成していくための取組など、地域での「つながり」を深め、民族や国籍等による差別を許さない地域づくりを進めます。

また、多文化共生のためには、府民一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合うとともに、特に、人を排斥し、誹謗中傷するようなヘイトスピーチは許されないという人権意識や、外国籍府民等の人権についての正しい理解と認識の浸透を図るため、国や市町村等と連携しながら、効果的な啓発を実施していきます。

加えて、外国人労働者が増加していることから「京都産学公連携海外人材活躍ネットワーク」を創設し、研究者等の高度外国人材や介護・農業など特定技能者等の外国人、留学生等が安心して活動し暮らせるための受入体制を構築し、海外ネットワークを生かした人材確保から、インターナショナルスクールの誘致や居住環境面の相談、地域の多文化共生まで、オール京都でサポートします。

(施策への意見等の反映)

外国籍府民等が地域の一員として地域づくりに参画し、多様な感性や能力を発揮することは、京都の活性化や国際化の大きな力となるため、外国籍府民共生施策懇談会をはじめ各種懇談会等への参加機会の拡大を図り、その意見等の反映に努めます。

(外国籍府民等と共に暮らす地域づくりのための生活支援及び就修学支援)

(公財)京都府国際センター、市町村、国際化協会やNPO等と協働して、「京都府外国人住民総合相談窓口」での外国籍府民等への生活情報の提供や生活相談、「地域における日本語教育推進プラン」に基づく日本語教育の取組の推進などを行うとともに、外国籍府民等に関する災害時支援体制を構築します。

また、外国につながりを持つ子ども・保護者への教育支援など、府民の国際理解の促進、外国籍府民等と共に暮らす地域づくりのための取組を推進します。

学校においては、外国籍児童生徒の正確な実態把握に基づき、個々の状況に応じた指導や支援を進め、日本の生活習慣や学校生活に適應できるよう配慮するとともに、日本語の速やかな習得を図るための日本語指導に努めます。

また、外国につながりを持つ子どもについても、個々の状況を踏まえたきめ細かな配慮に努めます。

ハンセン病・エイズ(AIDS、後天性免疫不全症候群)・HIV感染症

・難病患者等

【現状と課題】

患者が、適切な医療を受けるためには、療養環境の整備に加え、医療を提供する医療機関やその従事者との相互信頼関係が築かれる必要があり、行政においても、公的な相談体制の整備等を通じ医療機関等との信頼関係の構築や回復を図るよう取り組んでおり、今後も引き続き取り組むこととしています。

特に、ハンセン病⁷²やエイズ⁷³・HIV⁷⁴感染症、難病については、次のような現状や課題があります。

(ハンセン病)

ハンセン病の菌の感染力は極めて微弱で、早期発見と早期治療により完治する病気です。

ハンセン病患者に対しては、古くから施設入所を強制する隔離政策がとられてきましたが、国は隔離政策の誤りや人権侵害を認めて謝罪し、患者・元患者の名誉回復や福祉対策の向上に関する措置を盛り込んだ「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が2001年(平成13年)に成立しました。

一方で、隔離を主体とした「らい予防法」が1996年(平成8年)に廃止された後も、2003年(平成15年)にハンセン病元患者の宿泊拒否問題⁷⁵が生じるなど、未だに根深い社会的な偏見や差別が存在しており、ハンセン病に関する正しい知識を広く普及させる施策の充実が必要です。

また、2009年(平成21年)には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」が施行され、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題解決の促進を図るために必要な、福祉の増進や名誉回復のための支援などが定められました。

さらに、2019年(令和元年)には、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が施行され、ハンセン病患者のご家族も偏見や差別の中で、長年にわたり多大な苦痛と苦難を強いられてきたことに国が責任をもって対応するとともに、国が対象となる元患者家族の方々に補償金を支給することとされました。

京都府においても、ハンセン病に対する誤解を解消し、正しい理解を深めるための啓発を行うとともに、療養施設に入所されている方の里帰りや中高生を中心に療養所を訪問し、体験談を聞くなど交流の機会を提供しています。

(エイズ・HIV感染症)

新規エイズ患者・HIV感染者報告数は増加傾向にあり、広く男女を問わず20代・30代の感染が拡大している状況です。最近の傾向として、性的接触による感染の広がりが顕著になってきているという特徴があり、感染経路によってHIV感染者を差別するといった問題も発生しています。

世界保健機関(WHO)⁷⁶では、毎年12月1日を「世界エイズデー⁷⁷」と定め、世界的にエイズまん延防止とエイズ患者・HIV感染者に対する偏見や差別の解消に取り組んでおり、京都府もこれに呼応して、12月を「京都府エイズ予防月間」として集中的に普及啓発に取り組んでいます。

また、エイズ治療拠点病院等連絡会議を設置し、エイズ対策にかかわる専門家から幅広く意見を聴取するなど、関係機関や団体と連携した総合的な政策の展開に取り組んでいます。

(難病)

難病は、種類も多くさまざまな特性があり、個人差があるため、一見して病気とわかるものもあれば、外見は全く健康な人と変わらないこともあることから、難病に対する無理解による誤解や偏見が生じています。

障害者総合支援法(2013年(平成25年)4月施行)では、障害者の範囲に難病等が加わり、身体障害者手帳の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となりました。さらに、難病の治療研究を進め、疾患の克服を目指すとともに、難病患者の社会参加を支援し、難病にかかっても地域で尊厳を持って生きられる共生社会の実現を目指して、「難病の患者に対する医療等に関する法律(難病医療法)」が2015年(平成27年)1月に施行されました。

難病患者それぞれの人権が尊重され、安心して社会参加できる環境づくりが必要です。

【取組の方向】

(ハンセン病についての啓発の推進)

かつて、誤った知識により隔離政策を進め、ハンセン病に対する差別や偏見を助長してきたことへの反省のもと、ハンセン病に関する正しい知識の普及により、偏見や差別を一刻も早く解消するため、引き続き啓発活動を推進します。

(エイズ・HIV感染症についての啓発の推進)

HIV感染者が若年層に広がる傾向にあることから、学校教育においてもエイズに対する正しい知識の普及に取り組みます。

偏見や差別の解消や、HIV感染者が採用時や職場内において、不当な取扱いを受けないための啓発活動を進め、エイズ患者・HIV感染者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した総合的な取組を推進します。

(難病についての啓発の推進)

難病に関する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止に取り組みます。